

建 築 基 準 法（抄）

〔昭和25年 5 月24日 法律第201号
最終改正 令和 6 年 11 月 1 日 法律第53号〕

（便所）

第31条 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内においては、便所は、水洗便所（污水管が下水道法第2条第3号に規定する公共下水道に連結されたものに限る。）以外の便所としてはならない。

2 便所から排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、尿尿浄化槽（その構造が汚物処理性能（当該汚物を衛生上支障がないように処理するために尿尿浄化槽に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を設けなければならない。

建 築 基 準 法 施 行 令（抄）

〔昭和25年11月16日 政令第338号
最終改正 令和 6 年11月 1 日 政令第312号〕

（漏水検査）

第33条 第31条の改良便槽並びに前条の尿尿浄化槽及び合併処理浄化槽は、満水して24時間以上漏水しないことを確かめなければならない。

（便所と井戸との距離）

第34条 くみ取便所の便槽は、井戸から5メートル以上離して設けなければならない。ただし、地盤面下3メートル以上埋設した閉鎖式井戸で、その導水管が外管を有せず、かつ、不浸透質で造られている場合又はその導入管が内径25センチメートル以下の外管を有し、かつ、導水管及び外管が共に不浸透質で造られている場合においては、1.8メートル以上とすることができる。

（合併処理浄化槽の構造）

第35条 合併処理浄化槽の構造は、排出する汚物を下水道法第2条第6号に規定する終末処理場を有する公共下水道以外に放流しようとする場合においては、第32条の汚物処理性能に関する技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。

2 その構造が前項の規定に適合する合併処理浄化槽を設けた場合は、法第31条第2項の規定に適合するものとみなす。

浄化槽の処理対象人員算定の留意事項

(環指第 100 号 平成 20 年 7 月 14 日通知)

建 築 用 途		処理対象人員	留 意 事 項	
一般住宅	2 世帯住宅	10 人	浴室及び台所が 2 つあり、お互いに独立した生活が営まれている住宅の場合	
	浴室（シャワー室を除く）が 2 つある場合	2 人加算	①同一棟に 2 つある場合 ②別棟（小屋、作業所）の浴室は算定から除外	
	台所（ミニキッチンを除く）が 2 つある場合	1 人加算	①同一棟に 2 つある場合 ※嫌気ろ床接触ばっ気方式の浄化槽の場合は加算を除外 ②同一棟の土間にある台所は算定から除外 ③別棟（小屋、作業所）の台所は算定から除外	
	実使用人員が処理対象人員よりも多い場合	実使用人員		
	J I S 算定基準が 7 人の場合	5 人に減ずることができる	次の条件全てに適合する場合 ①既設住宅であること ②貸家でないこと ③現在の実使用人員が 3 人以下で、別居している家族が将来同居する可能性が極めて低いと認められること	
共同住宅	処理対象人員の下限	10 人		
併設住宅	事務所	住宅に併設された事務所	1/2 まで減ずることができる	住宅の床面積の 1/2 以下の床面積の場合
			0 人とすることができる	住宅の床面積の 1/2 以下の床面積で、トイレがなく、従業員もいない場合
	店 舗	住宅に併設された事業排水のない店舗（文具、家具、雑貨、家電、自転車等の販売店）	1/2 まで減ずることができる	住宅の床面積の 1/2 以下の床面積の場合
			0 人とすることができる	住宅の床面積の 1/2 以下の床面積で、トイレがなく、従業員もいない場合
	針 灸 院 等	住宅に併設された針灸院、整骨院、マッサージ所	1/2 まで減ずることができる	住宅の床面積の 1/2 以下の床面積の場合
			0 人とすることができる	住宅の床面積の 1/2 以下の床面積で、トイレがなく、従業員もいない場合

※ 併設住宅の従業員とは、併設住宅に居住している者以外の従事者をいう。

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準

(J I S A 3 3 0 2 - 2 0 0 0)

〔 制定 1960-12-15
最終改正 2000-03-17 〕

1 適用範囲

この規格は、建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準について規定する。

2 建築用途別処理対象人員算定基準

建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準は、表のとおりとする。

ただし、建築物の使用状況により、類似施設の使用水量その他の資料から表が明らかに実情に添わないと考えられる場合は、当該資料などを基にしてこの算定人員を増減することができる。

3 特殊の建築用途の適用

- 3.1 特殊の建築用途の建築物又は定員未定の建築物については、表に準じて算定する。
- 3.2 同一建築物が二以上の異なった建築用途に供される場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.3 二以上の建築物が共同で尿尿浄化槽を設ける場合は、それぞれの建築用途の項を適用加算して処理対象人員を算定する。
- 3.4 学校その他で、特定の収容される人だけが移動することによって、二以上の異なった建築用途に使用する場合には、3.2 及び 3.3 の適用加算又は建築物ごとの建築用途別処理対象人員を軽減することができる。

類似用途別番号	建 築 用 途			処 理 対 象 人 員	
				算 定 式	算 定 単 位
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	$n = 0.08 A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	$n = 16 C$	n : 人員 (人) C*1 : 総便器数 (個)
		ハ	観覧場・体育館	$n = 0.065 A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
2	住宅施設関係	イ	住宅	$A \leq 130^{*2}$ の場合 $n = 5$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
				$130^{*2} < A$ の場合 $n = 7$	
		ロ	共同住宅	$n = 0.05 A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡) ただし、1戸当たりの n が 3.5 人以下の場合は、1戸当たりの n を 3.5 人又は 2 人(1戸が 1居室*3 だけで構成されている場合に限る)とし、1戸当たりの n が 6 人以上の場合は 1戸当たりの n を 6 人とする。
		ハ	下宿・寄宿舎	$n = 0.07 A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎 老人ホーム・養護施設	$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)

類似用途別番号	建 築 用 途				処 理 対 象 人 員			
					算 定 式	算 定 単 位		
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	結婚式場又は宴会場をもつ場合	$n = 0.15A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)		
				結婚式場又は宴会場をもたない場合	$n = 0.075A$			
		ロ	モ ー テ ル			$n = 5R$	n : 人員 (人) R : 客室数	
		ハ	簡易宿泊所・合 宿 所・ユースホテル・青年の家			$n = P$	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	3 0 0 床未満の場合	$n = 8B$	n : 人員 (人) B : ベッド数 (床)	
					3 0 0 床以上の場合	$n = 11.43(B - 300) + 2,400$		
				業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	3 0 0 床未満の場合	$n = 5B$		
					3 0 0 床以上の場合	$n = 7.14(B - 300) + 1,500$		
		ロ	診 療 所 ・ 医 院			$n = 0.19A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
		5	店舗関係	イ	店 舗 ・ マーケット			$n = 0.075A$
ロ	百 貨 店			$n = 0.15A$				
ハ	飲食店			一 般 の 場 合			$n = 0.72A$	
				汚 濁 負 荷 の 高 い 場 合			$n = 2.94A$	
				汚 濁 負 荷 の 低 い 場 合			$n = 0.55A$	
ニ	喫 茶 店			$n = 0.80A$				
6	娯楽施設関係	イ	玉 突 場 ・ 卓 球 場			$n = 0.075A$	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	
		ロ	パ チ ン コ 店			$n = 0.11A$		
		ハ	囲碁クラブ・マージャンクラブ			$n = 0.15A$		
		ニ	デ ィ ス コ			$n = 0.50A$		
		ホ	ゴ ル フ 練 習 場			$n = 0.25S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	
		ヘ	ボ ー リ ン グ 場			$n = 2.50L$	n : 人員 (人) L : レーン数 (レーン)	
		ト	バ ッ テ ィ ン グ 場			$n = 0.20S$	n : 人員 (人) S : 打席数 (席)	
		チ	テニス場	ナイター設備を設ける場合			$n = 3S$	n : 人員 (人) S : コート面数 (面)
				ナイター設備を設けない場合			$n = 2S$	
		リ	遊 園 地 ・ 海 水 浴 場			$n = 16C$	n : 人員 (人) C*: 総便器数 (個)	

類似 用途別 番号	建 築 用 途					処 理 対 象 人 員		
						算 定 式	算 定 単 位	
6	娯 楽 施 設 関 係	ス	プー ル・ス ケート 場				$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n：人員（人） C：大便器数（個） U ^{*4} ：小便器数（個） t：単位便器当たり1日 平均使用時間（時間） t=1.0～2.0
		ル	キ ャ ン プ 場				n=0.56 P	n：人員（人） P：収容人員（人）
		ヲ	ゴ ル フ 場				n=21H	n：人員（人） H：ホール数（ホール）
7	駐 車 場 関 係	イ	サー ビス エリ ア	便 所	一 般 部	n=3.60 P	n：人員（人） P：駐車ます数（ます）	
					観 光 部	n=3.83 P		
					売 店 な し P A	n=2.55 P		
			売 店	一 般 部	n=2.66 P			
				観 光 部	n=2.81 P			
		ロ	駐 車 場・自 動 車 車 庫				$n = \frac{20C + 120U}{8} \times t$	n：人員（人） C：大便器数（個） U ^{*4} ：小便器数（個） t：単位便器当たり1日 平均使用時間（時間） t=0.4～2.0
ハ	ガ ソ リ ン ス タ ン ド				n=20	n：人員（人） 1営業所当たり		
8	学 校 施 設 関 係	イ	保 育 所・幼 稚 園・小 学 校・中 学 校				n=0.20 P	n：人員（人） P：定員（人）
		ロ	高 等 学 校・大 学・各種 学 校				n=0.25 P	
		ハ	図 書 館				n=0.08 A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）
9	事 務 所 関 係	イ	事 務 所	業 務 用 厨 房 設 備 を 設 け る 場 合		n=0.075 A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	
				業 務 用 厨 房 設 備 を 設 け な い 場 合		n=0.06 A		
10	作 業 場 関 係	イ	工 場 作 業 所 研 究 所 試 験 所	業 務 用 厨 房 設 備 を 設 け る 場 合		n=0.75 P	n：人員（人） P：定員 （人）	
				業 務 用 厨 房 設 備 を 設 け な い 場 合		n=0.30 P		
11	1 ～ 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市 場				n=0.02 A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）
		ロ	公 衆 浴 場				n=0.17 A	
		ハ	公 衆 便 所				n=16 C	n：人員（人） C ^{*1} ：総便器数（個）
		ニ	駅・ バス ター ミナ ル	P<100,000の場合		n=0.008 P	n：人員（人） P：乗降客数（人／日）	
				100,000≤P<200,000の場合		n=0.010 P		
				200,000≤Pの場合		n=0.013 P		

注) * 1 大便器数、小便器数及び両用便器数を合計した便器数。

* 2 この値は、当該地域における住宅の一戸当たりの平均的な延べ面積に応じて、増減できるものとする。

* 3 居室とは、建築基準法による用語の定義でいう居室であって、居住、執務、作業、集会、娯楽その他これらに類する目的のために継続的に使用する室をいう。

ただし、共同住宅における台所及び食事室を除く。

* 4 女子専用便所にあつては、便器数のおおむね 1/2 を小便器とみなす。

「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」における建築用途の類似例一覧表

J I S A 3302-2000			建 築 用 途 の 類 似 例	
類似用途別No.	建築用途		類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
1	集会場施設関係	イ	公民館・自治会館・葬祭場・地区集会場・斎場 (炉の面積は除外してよい。)	① 宿泊施設を有する場合は、宿泊施設に準じて処理対象人員の算定を行い、別途加算することなどの配慮が必要である。
			公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場 神社・寺院・教会・宗教関係の集会場	② 神社・寺院等で住宅が併置されている場合は、その処理対象人員を別途加算するなどの配慮が必要である。 また、管理人室・飲食店がある場合は、複合用途として取り扱うことができる。
		ロ	競輪場・競艇場・競馬場	③ 神社・寺院等の庫裏は住宅として、また、社務所は事務所で算定し、別途加算するなどの配慮が必要である。なお、内陣の部分の面積は除外することができる。
				① 調教師住宅・選手宿舍等が併設されている場合は別途加算するなどの配慮が必要である。
		ハ	野球場・陸上競技場・サッカー場	① 床面積は屋内部分と客席部分の合計とし、競技場の部分(フィールド)は除くことができる。
			観覧場・体育館	② 建物が無く、芝生席のみの場合は、芝生席部分の面積を床面積とみなすことができる。
			室内トレーニング場・ヘルスクラブ・道場・武道場・屋内ゲートボールセンター・アスレチッククラブ・フィットネスクラブ エアロビクスダンス場・ジャズダンス場	① 屋外のゲートボール場については、[6]の[チ]の項を適用することができる。 ② シャワーを使用する場合は、シャワー1個1日当たり 200～300ℓの水量を別途加算するなどの配慮が必要である。

J I S A 3302-2000				建 築 用 途 の 類 似 例	
類似用 途別No.	建築用途			類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
2	住宅 施設関係	イ	住宅		① 同一棟の物置、納屋及び別棟の離れは床面積に算入する。 ② 同一棟の水廻りの無い農業用倉庫及び土蔵の部分は床面積から除外することができる。 ③ 別棟の建物が便所等の無い農業用倉庫や土蔵であるなど、人員の利用が明らかに無い場合は、床面積から除外することができる。 ④ 住宅に附属する自動車車庫（住居部分と一体になった自動車車庫部分も含む。）のうち、住宅の用に供する部分以外の部分は床面積から除外することができる。なお、駐車場の一角に便所や浄化槽に排水する流し等がある場合には対象面積に算入する。
				2世帯住宅	① 浴室及び台所が2つ以上ある住宅は、実際にもほぼ独立した生活が送られていることから、処理対象人員は10人とする。ただし、実況に応じて減ずることができる。
				長屋（各戸別に浄化槽を設置する場合）	① 1戸単位で算出する。
		ロ	共同住宅	リゾートマンション	① 共同住宅の算定は、全体の戸数を〔K〕、1居室だけで構成されている戸数を〔K1〕として、次に掲げる〔N1～N3〕を計算する。（A：延べ面積） $N1 = 2 \times K1 + 3.5 \times (K - K1)$ $N2 = 0.05 \times A$ $N3 = 6 \times K$ この時算定人員〔n〕は $N1 < N2$ かつ $N2 < N3$ の場合は $n = N2$ $N1 > N2$ の場合は $n = N1$ $N3 < N2$ の場合は $n = N3$ ② 共同住宅の1戸が1居室だけで構成されている場合でも、1戸の床面積が40㎡を超える場合は、3.5人／戸として算定するなど配慮が必要である。 ③ リゾートマンション等で屋内プール・娯楽施設・アスレチック等を併設している場合は、別途加算するなどの配慮が必要である。 ④ サービス付き高齢者向け住宅は、建築基準法上の用途区分とする。
				サービス付き高齢者向け住宅（建築基準法の用途区分を「共同住宅」とする場合）	
				長屋（長屋を構成する各戸が、共同で集中浄化槽を設置する場合）	

J I S A 3302-2000			建 築 用 途 の 類 似 例	
類似用 途別No.	建築用途		類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
2	住宅 施設 関係	ハ	社員寮	① 社員寮の場合で、客室に浴室が無く定員が明確なものは、 [住宅施設関係]のニで算定することができる。 ② 下宿・寄宿舎等であっても、各室に風呂・台所・便所がある場 合は、共同住宅で算定するなどの配慮が必要である。 ③ グループホームにおいては、施設の規模、配置、及び各室の 独立性などから判断し、下記を参考として取り扱う配慮も必 要である。 ・各住戸に風呂、台所、便所があり独立している場合は、共同 住宅で算定する。 ・老人福祉法に規定される老人福祉施設、2ニに該当する老人 ホームと施設計画上一体である場合には、一般の老人ホーム として算定する。 ④ サービス付き高齢者向け住宅は、建築基準法上の用途 区分とする。
			グループホーム（水廻りが1カ所または数カ所に集中して設けられるもの。）	
		ニ	サービス付き高齢者向け住宅（建築基準法の用途区分を「寄宿舎」とする場合）	
			老人ホームのデイサービス（昼間預かり）	
			特養老人ホーム・老人保健施設 設宿泊のある授産施設 刑務所 サービス付き高齢者向け住宅（建築基準法の用途区分を「老人ホーム」とする場合）	① 一般の老人ホームと同様、定員に加算することができる。 ① サービス付き高齢者向け住宅は、建築基準法上の用途区分とする。

J I S A 3302-2000		建 築 用 途 の 類 似 例		
類似用途別No.	建築用途		類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	山小屋・山荘・民宿・保養所 結婚式場・宴会場を主たる用途とする建築物 ① 山小屋・山荘・民宿・保養所は、宴会場無しで算定することができる。ただし、一般対象のレストラン、プールが併設されている場合は、複合用途として別途算定するなどの配慮が必要である。 ② 宴会場が宿泊客のみによって利用されることが明らかな場合は、宴会場無しで算定することができる。 ③ 結婚式場・宴会場が無い場合は、P95 の参考値を基に算出した計画汚水量をQ1、人槽に算定基礎汚水量(200ℓ /人・日)を乗じて算出した計画汚水量をQ2とすると、決定計画汚水量Qは、$Q=Q2$とすることができる。(しかしこの場合においても計画BOD負荷量の算定にはP95の参考値をそのまま用いる必要がある。) ④ 結婚式場で飲食を伴うものは、宴会場有りで算定するなどの配慮が必要である。
		ロ	モーテル	個室付き浴場・ラブホテル ① 利用者が1日数回転見込まれる施設を想定している。 ② 汚水のBODは、浴室排水のみを想定し、50 mg/ℓ と規定されており、厨房排水等が排水される場合は、150 mg/ℓ を採用するなどの配慮が必要である。
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	宿泊を伴う研修所・カプセルホテル 精神病院等(同一患者が長期療養するもの。)
4	医療施設関係	イ	病院・療養所・伝染病院	① 業務用厨房とは、内部職員の食事または、患者給食のために使用する厨房をいい、外来、見舞客等も利用する場合は、別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ② 患者のリハビリ療法のひとつとして調理を行うような場合は、汚水量・BOD量を考慮し加算するなどの配慮が必要である。 ③ 洗濯設備は、病衣、手術衣、白衣、シーツ等を集めて洗濯する設備をいい、家庭用電気洗濯機が2～3台置かれている程度のものは、業務用洗濯設備に含まないので留意が必要である。
		ロ	針灸院・整骨院・マッサージ所	
			犬猫病院・動物病院	① 動物の糞尿等は、浄化槽法第2条に基づく処理対象排水の範疇以外のものとし、別途処理するなど配慮が必要である。

J I S A 3302-2000			建 築 用 途 の 類 似 例	
類似用 途別No.	建築用途		類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
5	店舗関係	イ	美容院・美容院・コインランドリー 自動販売機により飲食させる店舗 容器残留物を汚水系に排出しないように特別 の措置が講じられている（以下「容器別処 理」と言う。） ファーストフードの客席部分・持ち帰り専用 弁当店、持ち帰り専用寿司店の販売部分 ペットショップ・ホームセンター・クリーニン グ店 コンビニエンスストア	① 家具・家電・自動車・自転車・バイク・ボート・ショールーム等の専門店で、店内の大部分が商品陳列部分等であり、売り場面積に対する外来客の収容率が非常に低く、それにより収容人員が少ないことが明らかな場合は、その部分の床面積を一部（参考：1/2 程度）減じて算出する等の方法により、一般店舗より少ない処理対象人員として算定することができる。 ② 鮮魚店・惣菜店等は実状に応じて〔ハ〕の飲食店を適用するなどの配慮が必要である。 ③ ペットショップにおいては、動物の糞尿及びペット美容の排水は別途処理するなどの配慮が必要である。 ④ クリーニング店の業務用排水は別途処理するなどの配慮が必要である。 ⑤ コンビニエンスストアで、おでん、揚げ物、シェーク等、一般的に汚濁負荷の高いファーストフードを提供する場合は、〔ロ〕の百貨店を適用するなどの配慮が必要である。
		ロ	百貨店	① 店舗・マーケットで延べ面積が1,500 m ² を超え、飲食店・娯楽施設を併設するなど、外来客の滞在時間が比較的長いと考えられる大規模店舗は、百貨店とみなし算定する。 なお、店舗内に飲食部分がある場合は、[店舗関係 ハ]の項により算定し加算するなどの配慮が必要である。

J I S A 3302-2000				建 築 用 途 の 類 似 例		
類似用 途別No.	建築用途			類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項	
5	店舗関係	ハ	飲食店	仕出し屋・弁当屋	① 一般に客席はないが、店内で加工して販売することがあるので「飲食店 一般の場合」を適用する。ただし、大規模（排水量 50 m ³ /日以上）の弁当製造業を除く。 ② 提供する食数及び調理内容により油物等が多い場合は、厨房部分に関し汚濁負荷の高い場合を適用するなどの配慮が必要である。 ③ 持ち帰り専用弁当店の客席部分については、「店舗関係 イ」で算定することができる。	
				お好み焼き店・ラーメン専門店 レストラン（和洋食を共に提供するようなものを言う。）ファミリーレストラン・郊外レストラン・ドライブイン バー・キャバレー・スナック・ビアホール	① ラーメン専門店において、調理品目・内容により油物等が多い場合、汚濁負荷の高い場合を適用するなどの配慮が必要である。	
				屋上ビアガーデン	① 屋上の使用部分の面積を延べ面積とみなすなどの配慮が必要である。	
				容器別処理以外のファーストフード店		
				容器別処理のファーストフード店の厨房部分・手作り和洋菓子店の厨房部分	① 客席部分については、「店舗関係 イ」で算定することができる。	
			汚濁負荷の高い場合	中華料理専門店・焼肉店・洋食系料理専門店料理の種類が未定の店舗		
			汚濁負荷の低い場合	そば店・うどん店・貸席・料亭・和食系料理専門店 持ち帰り専用寿司店の厨房部分	① 持ち帰り専用寿司店の客席部分については、「店舗関係 イ」で算定することができる。 ② 調理品目・内容により、一般の場合と同程度の汚濁負荷が発生すると考えられる場合は、一般の場合を適用するなどの配慮が必要である。	
			共通事項		① 一般の飲食店の営業時間を 10 時間/日程度と規定しており、24 時間営業が行われる場合は、水量が 1.5～2.0 倍増加すると推定される。そのため、実態に合わせた処理対象人員の算定を行うなどの配慮が必要である。	
			ニ	喫茶店		

J I S A 3302-2000		建 築 用 途 の 類 似 例		
類似用 途別No.	建築用途		類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
6	娯 楽 施 設 関 係	イ	玉突場・卓球場	
		ロ	パチンコ店	ゲームセンター
		ハ	囲碁クラブ・マ ージャンクラブ	カラオケボックス・カラオケハウス・カラオケ ルーム ① 専ら飲料等を提供するものに限る。軽食・食事を提供するものはその 内容により、「店舗関係 ハ」の項で算定するなどの配慮が必要であ る。
		ニ	ディスコ	ダンスホール
		ホ	ゴルフ練習場	パターゴルフ場 ① パターゴルフ場については、1 ホールを4 人が使用するものと考えて (0.25×4=1.0) となる。n=H (ホール数) とする。
		ヘ	ボーリング場	
		ト	バッティング場	
		チ	テニス場	屋外ゲートボール場
		リ	遊園地・海水浴場	梨狩り・ブドウ狩り・リンゴ狩り等の観光農園
		ヌ	プール・スケート 場	① プールにおける〔t〕の参考値は、会員制プール及びホテル内プールの 場合は、t=1.5、一般の場合は、t=2.0、学校の場合は、t=1.0 とする。
		ル	キャンプ場	① キャンプ場でシャワーがある場合は、[集会場施設関係 ハ] のシャ ワーに準じて加算するなどの配慮が必要である。
		ヲ	ゴルフ場	① ゴルフ場のクラブハウス内に、宿泊施設・飲食店がある場合は、別途 加算するなどの配慮が必要である。 ② ゴルフ場のコース途中に設置されている便所は、公衆便所として、休 憩所（茶屋）は、店舗として別途算定し、加算するなどの配慮が必要 である。
		共通注意事項		① 営業時間が別表の建築用途別排水時間を越える場合は、その分を加算 して算定する。（例えば、ボーリング場で営業時間が 15 時間の場合 は、処理対象人員を 15/10 倍する。）

J I S A 3302－2000						建 築 用 途 の 類 似 例	
類似用 途別No.	建築用途					類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
7	駐 車 場 関 係	イ	サ ー ビ ス エ リ ア	便 所	一 般 部		① 便所と売店がある場合は、それぞれに適用加算し、飲食店がある場合は、別途算定し、加算するなどの配慮が必要である。 ② 便所の汚水量は、小便器について押しボタン式の条件で規定してあるため、自動洗浄方式を採用する場合は、水量が多くなることから、計画に際しては十分配慮する必要がある。
					観 光 部		
					売店なし P A		
			売 店	一 般 部			
				観 光 部			
	ロ	駐車場・自動車車庫					
	ハ	ガソリンスタンド			① 給油施設以外に画廊、飲食店等が併設されているものは別途算定し加算するなどの配慮が必要である。		
8	学 校 施 設 関 係	イ	保育所・幼稚園・小学校・中学校		花・茶・ピアノ等の教室・カルチャーセンター塾・託児所・特別支援学校・学童保育所	① 学校における便所洗浄方式は、洗浄方式及び設定条件により水量が著しく異なる。また、給食施設の有無により水量が異なるため、計画に際しては十分配慮する必要がある。	
		ロ	高等学校・大学・各種学校		自動車教習所・高等専門学校・予備校	① 定時制の高校、二部制の大学の場合は、定員の1/4を処理対象人員に加算することができる。 ② 学校に隣接しない別敷地に体育館を建設する場合は、[集会場施設関係 ハ]の項により算定することができる。 ③ グラウンドで床面積のない場合は、授業定員で[学校施設関係 ロ]により算定することができる。 ④ 生協等の購買部は、定員に含めるものとし、食堂は[店舗関係]により別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ⑤ 大学は、理科系・文化系など、専門別で汚水の水量及び水質が異なる場合もあるので、計画に際しては十分配慮する必要がある。 また、理科系の実験・実習排水及び放射線排水は、浄化槽に流入させてはならない。	
		ハ	図書館		美術館・博物館・展示場		

J I S A 3302-2000				建 築 用 途 の 類 似 例	
類似用 途別No.	建築用途			類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項
9	事務所関係	イ	事務所	銀行・庁舎・証券会社・郵便局・派出所宿泊を伴わない研修所	① 郵便局のように、事業所に作業場の部分が付属している場合は、当該作業場の部分については〔作業場関係 イ〕により別途算定し、事務所部分の算定人員に加算するなどの配慮が必要である。 ② 食事を提供する施設が、事務所内に設けられている場合は、業務用厨房設備とする。ただし、湯沸室等は該当しない。 ③ 厨房設備無の場合は、P98 の参考値を基に算出した計画汚水量をQ1、人槽に算定基礎汚水量（2000／人・日）を乗じて算出した計画汚水量をQ2とすると、決定計画汚水量QはQ=Q2とすることができる。（しかしこの場合においても計画BOD負荷量の算定にはP98 の参考値をそのまま用いる必要がある。）
10	作業場関係	イ	工場・作業所・研究所・試験所	倉庫・アトリエ・卸売り店舗 宿泊のない授産施設・郵便局の作業部分	① 工場等で、2交代制、3交替制勤務が行われる事業所等では、延べ作業人員（2交替の場合は、定員×2）を定員として算定することができる。 ② ①の事業所等で、作業員用に浴室が設けられている場合であって、使用水量が多く汚濁負荷の高い場合は、業務用厨房設備が「有り」とみなすことができる。 ③ 作業人員は、トラックの運転手、助手等の利用率も考慮する。 ④ 研究・試験施設の実験、分析による排水は、別途処理するなどの配慮が必要である。

J I S A 3302-2000			建 築 用 途 の 類 似 例		
類似用 途別No.	建築用途		類似建築用途	左記の[建築用途][類似建築用途]を適用する場合の付記・注意事項	
11	1 ┐ 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場		① 市場は青果市場と生花市場をいい、食肉市場と魚市場は含まれない。食肉市場は作業場排水系に属するものであり、別途処理するなどの配慮が必要である。
		ロ	公衆浴場	サウナバス・健康ランド浴場・レジャー浴場	① 娯楽施設等が併設されている場合は、その部分の用途で別途算定し加算するなどの配慮が必要である。 ② 短期間に多量の排水が浄化槽に流れ込むことにより、浄化槽の負荷が大きく左右される場合、適正な流量調整槽を配置するなどの配慮が必要である。
		ハ	公衆便所	ハウジングセンター内便所・公園便所	① 利用状況により、汚水量が実情に合わない場合には、排水実態に合った浄化槽の計画を行う必要があり、十分な配慮が必要である。
		ニ	駅・バスターミナル		① 乗客数は通常時の人員であるが、観光地等特殊な場合には、ピーク時等を考慮し、処理対象人員を算定するなどの配慮が必要である。

「建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準表」の「算定単位当たりの汚水量及びBOD濃度参考値」
「処理対象人員（n）1人当たりの汚水量及びBOD量参考値」一覧表

J I S A 3302-2000						参考値					
類似 用途別 番号	建築用途			処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及び BOD濃度参考値		処理対象人員（n）1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		1日の排水時間	
						合併処理対象		合併処理			
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定	BOD負荷算定					
1	集会場施設関係	イ	公会堂・集会場・劇場・映画館・演芸場	n=0.08A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	16 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) (30)	公会堂・集会場 8 劇場・演芸場 10・映画館 12	
		ロ	競輪場・競馬場・競艇場	n=16C	n：人員（人） C：総便器数（個）	2,400 (ℓ/個・日)	260 (mg/ℓ)	(150)	○ (40)	10	
		ハ	観覧場・体育館	n=0.065A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	10 (ℓ/㎡・日)	260 (mg/ℓ)	(155)	○ (40)	15	
2	住宅施設関係	イ	住宅	△≤130 ㎡の場合	n=5	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	1,000 (ℓ/戸・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	12
			130 ㎡ $<$ Aの場合	n=7	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	1,400 (ℓ/戸・日)					
		ロ	共同住宅	n=0.05A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）※	10 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	8	
		ハ	下宿・寄宿舎	n=0.07A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	14 (ℓ/㎡・日)	140 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (28)		
		ニ	学校寄宿舎・自衛隊キャンプ宿舎・老人ホーム・養護施設	n=P	n：人員（人） P：定員（人）	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	8 (但し老人ホーム 10)	
3	宿泊施設関係	イ	ホテル・旅館	n=0.15A	結婚式場・宴会場有 n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	30 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	10	
				n=0.075A	結婚式場・宴会場無 n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	30 (ℓ/㎡・日)	100 (mg/ℓ)	(400)	○ (40)		
		ロ	モーテル	n=5R	n：人員（人） R：客室数	1,000 (ℓ/室・日)	50 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)		8
		ハ	簡易宿泊所・合宿所・ユースホステル・青年の家	n=P	n：人員（人） P：定員（人）	200 (ℓ/人・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)		

※ただし、1戸当たりのnが、3.5人以下の場合は、1戸当たりのnを3.5人又は2人（1戸が1居室だけで構成されている場合に限る）とし、1戸当たりのnが6人以上の場合は1戸当たりのnを6人とする。

J I S A 3302-2000													
類似 用途別 番号	建築用途					処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及び BOD濃度参考値		参考値		1 日の排水時間	
								合併処理対象		合併処理			
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定	BOD負荷算定							
4	医療施設関係	イ	病院・診療所・伝染病院	業務用厨房設備又は洗濯設備を設ける場合	300 床未満の場合	n = 8B	n : 人員 (人) B : ベッド数 (床)	B × 1, 000 (ℓ/床・日)	厨房・洗濯設備のある施設 320 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) － (125)	(g/人・日) ○ (40)	12	
				300 床以上の場合	n = 11. 43 (B－300) + 2, 400	B × 1, 300 (ℓ/床・日)		○ (113)		(36)			
				業務用厨房設備又は洗濯設備を設けない場合	300 床未満の場合	n = 5B		B × 1, 000 (ℓ/床・日)	厨房・洗濯設備のない施設 150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)		
				300 床以上の場合	n = 7. 14 (B－300) + 1, 500	B × 1, 300 (ℓ/床・日)		○ (182)		(27)			
			ロ	診療所・医院	n = 0. 19 A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	25 (ℓ/㎡・日)	300 (mg/ℓ)	(130)	○ (40)	8		
5	店舗関係	イ	店舗・マーケット			n = 0. 075 A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	15 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)	8	
			百貨店			n = 0. 15 A		30 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)		
		ハ	飲食店	一般の場合				n = 0. 72 A	130 (ℓ/㎡・日)	220 (mg/ℓ)	(180)	○ (40)	8
				汚濁負荷の高い場合				n = 2. 94 A	260 (ℓ/㎡・日)	450 (mg/ℓ)	(90)	○ (40)	
				汚濁負荷の低い場合				n = 0. 55 A	110 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (40)	
		ニ	喫茶店			n = 0. 80 A		160 (ℓ/㎡・日)	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)	10	

J I S A 3302-2000					参考値					
類似 用途別 番号	建築用途			処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及び BOD濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		1日の排水時間
						合併処理対象		合併処理		
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定	BOD負荷算定				
6	娯 楽 施 設 関 係	イ	玉突場・卓球場	n =0.075 A	n：人員（人） A：延べ面積（㎡）	15 （ℓ/㎡・日）	150 （mg/ℓ）	（ℓ/人・日） ○ （200）	（g/人・日） （30）	8
		ロ	パチンコ店	n =0.11 A		22 （ℓ/㎡・日）	150 （mg/ℓ）	○ （200）	（30）	12
		ハ	囲碁クラブ・マージャン クラブ	n =0.15 A		30 （ℓ/㎡・日）	150 （mg/ℓ）	○ （200）	（30）	8
		ニ	ディスコ	n =0.50 A		100 （ℓ/㎡・日）	150 （mg/ℓ）	○ （200）	（30）	6
		ホ	ゴルフ練習場	n =0.25 S	n：人員（人） S：打席数（席）	50 （ℓ/席・日）	150 （mg/ℓ）	○ （200）	（30）	10
		ヘ	ボーリング場	n =2.50 L	n：人員（人） L：レーン数 （レーン）	500 （ℓ/レーン・日）	150 （mg/ℓ）	○ （200）	（30）	
		ト	バッティング場	n =0.20 S	n：人員（人） S：打席数（席）	40 （ℓ/席・日）	150 （mg/ℓ）	○ （200）	（30）	
		チ	テニス場	ナイター設備有 n =3 S	n：人員（人） S：コート面数（面）	600 （ℓ/面・日）	150 （mg/ℓ）	○ （200）	（30）	
				ナイター設備無 n =2 S		400 （ℓ/面・日）		○ （200）	（30）	
		リ	遊園地・海水浴場	n =16 C	n：人員（人） C：総便器数（個）	2,400 （ℓ/個・日）	260 （mg/ℓ）	○ （150）	○ （40）	7
		ヌ	プール・スケート場	$n = \frac{20C+120U}{8} \times t$	n：人員（人） C：大便器数（個） U：小便器数（個） 民間プール t=1～2 会員制プール t=1～2 学校プール t=1～2	—	150 （mg/ℓ）	—	—	10
		ル	キャンプ場	n =0.56 P	n：人員（人） P：収容人員（人）	70 （ℓ/人・日）	320 （mg/ℓ）	○ （125）	○ （40）	8
		ヲ	ゴルフ場	n =21 H	n：人員（人） H：ホール数 （ホール）	250 （ℓ/人・日）	130 （mg/ℓ）	○ （250）	（26）	10

J I S A 3302-2000							参考値					
類似 用途別 番号	建築用途				処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及び BOD濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		1日の排水時間	
							合併処理対象		合併処理			
	算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定	BOD負荷算定						
7	駐 車 場 関 係	イ	サー ビス エリ ア	便 所	一般部	n = 3.60 P	n : 人員 (人) P : 駐車ます数 (ます)	$\frac{480}{(\ell/\text{ます}\cdot\text{日})}$	300 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) (135)	(g/人・日) ○ (40)	12
					観光部	n = 3.83 P		$\frac{510}{(\ell/\text{ます}\cdot\text{日})}$				
					売店なし P A	n = 2.55 P		$\frac{340}{(\ell/\text{ます}\cdot\text{日})}$				
			売 店	一般部	n = 2.66 P	$\frac{180}{(\ell/\text{ます}\cdot\text{日})}$		590 (mg/ℓ)	(115)	○ (40)		
				観光部	n = 2.81 P	$\frac{190}{(\ell/\text{ます}\cdot\text{日})}$						
		ロ	駐車場・自動車車庫				$n = \frac{20C+120U}{8} \times t$	n : 人員 (人) C : 大便器数 (個) U : 小便器数 (個) t : 0.4~2.0	—	—	—	
ハ	ガソリンスタンド				n = 20	n : 人員 (人) 1営業所当たり	—	—	—	—	8	
8	学 校 施 設 関 係	イ	保育所・幼稚園・ 小学校・中学校			n = 0.20 P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	$\frac{50}{(\ell/\text{人}\cdot\text{日})}$	180 (mg/ℓ)	○ (200)	(36)	8
		ロ	高等学校・大学・ 各種学校			n = 0.25 P	n : 人員 (人) P : 定員 (人)	$\frac{60}{(\ell/\text{人}\cdot\text{日})}$	180 (mg/ℓ)	○ (200)	(36)	
		ハ	図書館			n = 0.08 A	n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	$\frac{16}{(\ell/\text{㎡}\cdot\text{日})}$	150 (mg/ℓ)	○ (200)	○ (30)	5
9	事 務 所 関 係	イ	事務所			n = 0.075 A	厨房設備有 n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	$\frac{10}{(\ell/\text{㎡}\cdot\text{日})}$	200 (mg/ℓ)	○ (200)	(40)	8
						n = 0.06 A	厨房設備無 n : 人員 (人) A : 延べ面積 (㎡)	$\frac{10}{(\ell/\text{㎡}\cdot\text{日})}$	200 (mg/ℓ)	(270)	○ (40)	
10	作 業 場 関 係	イ	工場・ 作業所・ 研究所・ 試験所			n = 0.75 P	厨房設備有 n : 人員 (人) P : 定員 (人)	$\frac{100}{(\ell/\text{人}\cdot\text{日})}$	300 (mg/ℓ)	(133)	○ (40)	工場・作業所 交代勤務無 8 交替有 12~14 研究所・試験所 8
						n = 0.30 P	厨房設備無 n : 人員 (人) P : 定員 (人)	$\frac{60}{(\ell/\text{人}\cdot\text{日})}$	150 (mg/ℓ)	○ (200)	(30)	

J I S A 3302-2000						参考値				
類似 用途別 番号	建築用途			処理対象人員		算定単位当たりの汚水量及び BOD濃度参考値		処理対象人員 (n) 1人当たり の汚水量及びBOD量参考値		1 日の排水時間
						合併処理対象		合併処理		
				算定式	算定単位	汚水量	BOD	水量負荷算定	BOD負荷算定	
11	1 ～ 10 の 用 途 に 属 さ な い 施 設	イ	市場	n =0.02A	n : 人員 (人) A : 延べ床面積 (㎡)	4.2 (ℓ/㎡・日)	200 (mg/ℓ)	(ℓ/人・日) ○ (200)	(g/人・日) ○ (40)	10
		ロ	公衆浴場	n =0.17A	n : 人員 (人) A : 延べ床面積 (㎡)	33 (ℓ/㎡・日)	50 (mg/ℓ)	○ (200)	(10)	12
		ハ	公衆便所	n =16C	n : 人員 (人) C : 総便器数 (個)	—	—		○	—
		ニ	駅・バスターミナル	乗降客 10 万人 ／日未満 n =0.008P 乗降客 10 万人／ 日以上～20 万人 ／日未満 n =0.010P 乗降客 20 万人 ／日以上 n =0.013P	n : 人員 (人) P : 乗降客数 (人／日)	—	—	○		始発～最終

1. 合併処理、単独処理の水量負荷算定、BOD負荷算定の両者に○印が付してある用途は、両者とも算定基礎（合併処理：200[L/人・日]、BOD 40[g/人・日]、単独処理：50[L/人・日]、BOD13[g/人・日]）が一致している場合を示している。
2. 合併処理、単独処理の水量負荷算定、BOD負荷算定のいずれかに○が付してある用途は、その○印に該当する算定基礎によることを示している。従って、処理対象人員は原則として、水量負荷またはBOD負荷から算出した人口当量のいずれかに対応している。
3. 大部分の用途は水量負荷から処理対象人員を設定しているが、汚水のBOD濃度の高い用途については、BOD負荷量を算定基礎としている。